



危険物安全週間とは？

平成2年消防庁により制定され、毎年6月第2週の日曜日から土曜日までの1週間実施される週間のことをいいます。

今年度は、6月2日(日)から6月8日(土)までの期間実施します！

危険物とは？？

火災、爆発、中毒などを引き起こす危険性のある物質の総称。

「消防法」上の危険物と「毒物及び劇物取締法」上の危険物があります。

消防法で定められているものでは、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- 1：火災発生危険性が大きいもの
- 2：火災拡大危険性が大きいもの
- 3：消火の困難性が高いもの

※身近なものではガソリン・灯油・油性塗料など

住宅用火災警報器 設置していますか？

6月1日を基準日とし、前後1週間は「九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン」を実施します。火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

- 住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。
- 定期的に作動の確認をしましょう。
- 消防法及び久米島町火災予防条例により、平成23年6月1日からすべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられています。

【目的】

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としています。



※屋外タンク貯蔵所の天板確認

当消防本部においては、危険物を取扱う事業所等の立入検査や広報活動を行い、危険物の取扱について関係機関と協力を密にすることを確認します。



4月 出動状況

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。  
※火事・救急・救助は119番へ！！

・救 急 ……25件 (110件)	・風水害 …… 0件 ( 0件)
・火 災 …… 0件 ( 4件)	・捜 索 …… 0件 ( 0件)
・救 助 …… 0件 ( 4件)	・その他 …… 3件 ( 7件)

( ) は、令和6年累計  
合計 …… 28件 (125件)

農業委員会だより

農業委員会総会(許認可業務の審査会)が開催されました。

町農業委員会では4月25日久米島町役場において、令和6年度第1回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

- ①農地法第3条の規定による許可申請 → 3件 審議の結果許可されました。
- ②非農地証明願いについて → 2件 審議の結果許可されました。
- ③農用地利用集積計画(案)について → 3件 審議の結果許可されました。

許可申請書及び届出等の申請締め切り	→ 6月17日(月)
令和6年度第3回(6月)農業委員会総会の開催日	→ 6月25日(火)

申請についてご不明点等がありましたら、農業委員会事務局まで連絡をお願いします。

お問い合わせ 久米島町農業委員会 TEL:098-985-7134